研究紀要　第9号　201－224頁　2001年3月
㈶とちぎ生涯学習文化財団　埋蔵文化財センター

祭祀考古学の基礎的研究再論
―古墳時代に於ける祭祀考古学研究の関連諸学援用について―

篠原（しのはら）　祐一（ゆういち）

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　祭祀の階層性
Ⅲ　祭儀の構造と信仰
Ⅳ　祭祀考古学の基礎的研究再論
Ⅴ　おわりに

遺跡・遺物の解釈に、根拠のない「祭祀」の文字が横行している。一部の考古学研究者は、物証史学という呪言を唱えながら、それを放棄して祭祀の言葉に縋っているかの様でもある。そして、呪言を唱える人々が去ったあとには、祭祀考古学への言われない揶揄の声だけが残されている。何故、祭祀や信仰というだけで考古学を忘れてしまうのであろうか。

本論は、前段として祭祀遺物の石製模造品を「遺物」として分析するところから始まっている。そのため、本論だけに目をとおされた場合、誤解を生ずる可能性がある。あくまでも、考古学的方法論に立脚した上で、解釈に関連諸学を援用すべしが趣旨である。本論の目的は、使用頻度の高い民俗学と上代文学の例を提示し、祭祀考古学の基礎的研究を再確認するものである。

Ⅰ　はじめに

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターが実施する研修は、基礎的な一般研修から、保存科学・寺院調査などの専門研修、時々に応じた特別研修など多義にわたる。

平成８年度、画期的とも言うべき研修が開設された。埋蔵文化財発掘技術者専門研修『信仰関連遺跡調査課程』である。この研修は、「考古学から宗教を復元するために必要な専門知識と学問的手続の研修を行い、埋蔵文化財の保護に資することを目的」としたものであり、切望されていたものであった。その内容は、研修目的を広く研究者に資するために『日本の信仰遺跡』として出版され（金子編1998)、研修生しか得られなかった恩恵を居ながらにして享受できることとなった。その後、研修自体は２年間開設されず失望の念を抱いていたが、平成11年度・12年度と特別研修として再び開設されるに至った。筆者は、この両年の研修で、「石製模造品の諸問題」の講座を受け持つことと相成った。何れの研修を問わず、全国から集まる埋蔵文化財関係者は、直面した問題の解決方法を期待して参加される場合が多い。『信仰関連遺跡

調査課程』に求められる内容は、祭祀という漠然とした不安を解消するための材料としての、精神文化を考える方法と使用する資料、多くの類例や関連諸学の利用方法などであろう。しかし、祭祀研究の現実は、多くの誤解と偏見に満ちた評価と、本来行われるべき基礎研究の遅れが存在し、根本的な部分を再認識すべきことが急務である。そのため、石製模造品を主題に、祭祀の語を冠すれども本来は遺物であり、考古学的な方法論で、遺物自体の基礎研究を為すべきであることを申し上げた。テキストは[1]、石製模造品関係のこれまでの論考から[2]、石製模造品全体に共通する部分をまとめ直したものを前編とし、文献や民俗を利用した空間復元の方法を後編とした。後編は前編を強調するため要旨と資料の提示に止めることとしたが、一旦公となったものは、筆者の意図を離れること常である。そのため、後編部分を書き直すこととした。

考古学研究者はその方法論に立脚して祭祀研究を行うべきというのが本旨であり、物証史学の検討を経た後、合理的に解釈するための援用として、諸学から何を読みとるかを私考した。併せて、資料の提示も考慮したが、結果的に、先学が述べられていることの重言と相成った。しかし、今日的には再構築の要があると愚考した為、研究の便たればと記した次第である。

Ⅱ　祭祀の階層性

現在の神社祭祀で、ほぼ日常的に斎行されているのは、雑祭（Ⅲ－１で後述）に分類されている祭祀である。この場合、神に祈願する願主と祭祀を執行する祭主（さいしゅ）が存在する。願主は神に祈願し、その志として初穂（はつほ）や供物を捧げる。神職は中取り持ちとしての役割を負い、祈願内容を古語に置き換えた祝詞にて神前で奏上し、願主の意を伝えるものである。

古代に於いても、同様に願主と祭主が存在したことは想像に難くない。願主が支配者であった場合は、血縁の巫覡を祭主とした。しかし、願主が直接祭主であることもあり、マツリゴトが祭祀＋政治であったことは周知の如くである。そして、祭祀自体には神秘性をもつ秘儀と、見せるための儀礼が存在した[3]。秘儀は、祭祀そのものが秘儀である場合と、祭祀の中で核心部分だけが秘儀である場合がある。見せるための儀礼は、祭員[4]や参列者の栄誉と、見学者の向上心を促し、祭祀に繋がる人心の紐帯としての役割を担った。

このように、祭祀は祈願に代表される目的と、祭儀によって成立するが、その祭祀は、奉る主体者の社会的地位や祭祀自体の公共性によって、重要性や規模が決せられる。つまり、祭祀には階層性が存在するのである。

１　祭主の階層性

現在では日本国憲法第二〇条[5]によって、政治指導者が宗教行為に公的に係わることが禁ぜられ、聖教分離が為されている。しかし、現実面に於いては、宗教的性格の是非は置いても国家的な儀礼は存在する。つまりは、政府主催の式典である。国家的皇室行事や国賓の歓迎式典

・戦没慰霊式典など宗教的祭祀性を除いたため祭典を式典と言い改めているが、精神性が強調されないだけで行為自体は何ら祭儀と変化はない。つまり、考古学が対象とする痕跡という一点で見れば、祭儀と式典は、現象面においては同一の行為と言える。そして、こうした国家祭祀的なものは、何をおいても優先事項とされ、公として私を規制する性格がある。現在では国→都道府県→市町村と行政の縦構造関係で階層性が存在し、憲法で保証されている個人の祭祀権は[6]、実体的に最下層に位置するように見受けられる。

このように、現在でも行事や行為には階層性が認められるのであるから、特定の個人が独占的な権限を有していたとみられる古墳時代に於いては、その存在を考えるに困難は伴わない。仮に最小単位の生活成員である個人→生計を共にする家の代表権者→血族の代表権者→（氏の代表権者）→村の代表権者→連合帯（小地域）の代表権者→大地域の代表権者→国の代表権者という図式をあげるとするならば、個人→家長→族長→村主→小中首長→大首長→（中央大氏族長）→大王と言い換えることが出来る。こうした、それぞれが祭主になり祭祀を執行し、年間を通じての祭祀は内容的に共通するものであったと見られることから、まさに重層性をもつ祭祀階層が成立していたと考えられる。

2　祭場の階層性

祭祀には、祭祀主催者としての祭主や祭祀の性格により、階層性が存在したであろうことは先に述べたとおりである。ここでは、遺跡・遺構からみる面的社会構造の祭祀階層性についてを考えたい。

A　遺跡

大場磐雄博士は、祭祀遺跡を「遺跡を主とするもの」として「自然を対象とする遺跡（山岳・巌石・樹木・湖沼池泉・海洋島嶼など）」や「古社の境内地及び関係地」、「墳墓」「住居跡」の四つに分類している。祭祀遺跡の概念を確立する段階のものであるため、今日的な厳密さを持ったものではないが、基本理念は現在も変わるものではない。しかし、この広義に捉えた分類が、現在の悪癖の苗床となっている部分も否定できない。つまり、祭祀遺物または祭祀関連遺物の出土する場所を、短絡的に祭祀遺跡と断じてしまう悪癖である。

遺跡は、遺構や遺物が存在している場所のことであり、最近は周辺の自然環境を含めて遺跡の範囲に取り入れることも多い[7]。私見では、歴史的時間軸の一点において、人為的な行動空間の単位を、地理的条件を考慮し範囲規定したもので、基本的には、一つ以上の遺構で構成されるものを遺跡と認識している[8]。特に、未発掘もしくは、遺物が発見されながら遺構が確認されないような遺跡を包含遺跡（遺物包含地）と呼ぶこともある[9]。しかし、遺構を伴わないため遺物単独出土とされる場合の多くは、発掘調査の技術的問題で旧表土面が押さえられず、結果的に、遺物出土時には遺構底面まで掘り下げられ、遺構の有無の認定が困難のまま祭祀と

関連付けられることが多いものと考えている[10]。

つまり、祭祀遺跡を厳密に定義するのであれば、祭祀を執り行った痕跡が遺跡そのものである場合を指す。したがって、祭祀執行を目的に神聖な場を選定し、日常から離れた[11]ハレの場所である斎場の場合が多い。具体的には福岡県宗像沖ノ島や日光男体山頂遺跡など、全国でも限られた数しか存在しないのが現状である。また、祭祀遺跡を狭義に定義付けた場合、祭儀の執行に関しての種々の関連行為が行われたもので遺跡の性格をもつ場合は、祭祀関連遺跡ということになる。今日的視点では、大場磐雄の祭祀遺跡の四つの分類の中、「住居跡」は遺跡の構成要素の遺構であり、沿わないものとなっている。

B　遺構

祭祀遺構は、集落の構成要素の一部として捉えられるものが多く、大部分の報告例はこれらの性格をもつ。しかし、祭祀の痕跡が祭場に直接残されているとは限らず、撤下した祭具の埋納・投納などの祭祀後の処理と考えられるものも多くなってきている。これらは、直接的に祭儀の痕跡を示すものではないから、祭祀関連遺構として区別する必要があろう。

以下に代表的な遺跡を俎上に挙げ、検討の助とする。なお、静岡県大平遺跡や群馬県三ツ寺Ⅰ遺跡などの集落とは性格を異にする遺跡の検討も必要であるが、紙面の都合上、集落遺跡に的を絞ることとする。

①マミヤク遺跡〔古墳時代中期後葉〕千葉県木更津市　（小沢ほか1989・第１図）

遺跡は幅約100ｍの丘陵頂部平坦地に営まれ、南部と北部の比高は約25ｍある。古墳時代中期には、住居跡41軒（臼玉工房跡と鍛冶工房跡各１含む）が認められ、ON-46・TK-208型式段階15軒と、TK-23・TK-47型式段階18軒の２時期にわたる存続期間である。祭祀遺構は２ヶ所認められ、１号祭祀遺構は集落全体を俯瞰し得る好地に、２号祭祀遺構は丘陵西側斜面縁辺にある。

１号祭祀遺構は、前期の大型竪穴住居の覆土上に認められる遺物集積遺構で、殆どの土器は細かく破砕されていた。遺物の堆

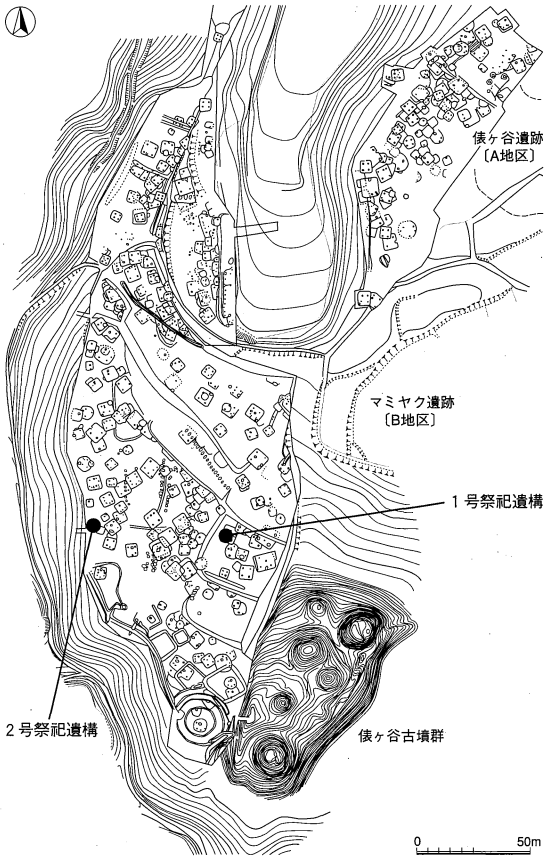

第１図　マミヤク遺跡全体図

積は厚さ約20cmにわたり、土師器（坏・甕・壺・瑳・高坏）手捏土器、須恵器（蓋身・高坏・器台・瑳・甕）、石製模造品（鏡形・有孔円板・剣形・勾玉形）、臼玉、子持勾玉、鉄鏃・鎌・刀子・穂積具・雛形など大量に出土している。遺物分布は、窪地となっていた前期の大型竪穴住居範囲にとどまり、本来的には祭祀後の撤下品を埋納した痕跡と見なすべきで、１号祭祀遺構南の空白地が祭場と推定できよう。

２号祭祀遺構は、丘陵西側斜面縁辺に存在する遺物集積遺構である。１号祭祀遺構のほぼ真西にあたる。集積には、貝殻と焼け土の堆積が認められ、土器も出土する特徴をもつ。また、集積の下から、小土坑が２ヶ所認められた。遺物は、土師器（坏・甕・高坏）、須恵器（蓋・高坏）、石製模造品（勾玉形・有孔円板）、臼玉、鉄鏃などである。存在位置や周囲の空間などから、当該遺構は、祭場もしくは祭場の贄を調理する場であった可能性がある。

②中筋遺跡〔古墳時代後期前葉〕群馬県渋川市　（大塚1988・第２図）

遺跡は、６世紀初頭に噴火した榛名山二ッ岳の火砕流により、集落が一瞬のうちに埋没したものである。火砕流の下から現れた集落の一部は、竪穴住居４軒・平地式建物3棟・畠2ヶ所・祭祀跡２ヶ所・道７条・溝４条・垣根１列などである。

集落を構成する単位生活圏は、集落中の極限られた範囲が明らかになったに過ぎない。竪穴住居は、周堤帯を共有し連結した形で４軒確認され、住居間の空間は１ｍというものもある。竪穴住居域の周堤帯西には平地式住居２棟・南に平地式住居１棟がみられる。これらの住居や建物群は、４世紀後半に造られた古墳の存在により地形的制約を受けている。祭祀跡は２ヶ所あり、古墳と竪穴住居域の周堤帯との間にある小規模のものと、住居や建物の南に道・溝により区画された独立空間を形成する大規模なものがある。

１号祭祀跡は、他の地表面より僅かに盛り上げられ「場」を形成する。「場」を区画として認識させるものは、幅20cmの浅い溝であり、溝と道の機能に分けられる。規模は東西7.7m、南北4.6mで不定楕円形を呈する。「場」の上には、中央東寄りに配石があり、長軸2.5m、短軸1.5mの角礫が２～３段の石積みがなされている。配石内部には、土師器甕が３個一列に体据えられ、甕と北側配石との間には土師器坏が８個体完形で納められていた。甕列南側には、土師器壺・小壺・高坏・坏・甕が納められ、臼玉が坏の中及び配石内

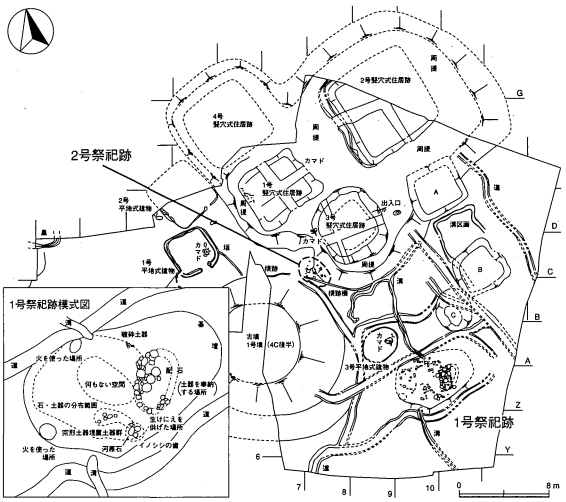

第２図　中筋遺跡全体図

から確認された。甕列は正立し、内部にはサージが進入していることから、蓋はなかったものとみられる。「場」南中央には、大型川原石１個と角礫２個が寄せてあり、川原石の南に接してイノシシの奥歯と顎骨が確認された。また、配石外でも完形土器が埋設された土坑や、土器破砕箇所が確認されている。焼け土跡は西端と北端の２箇所にあり、縁辺で火を使用した痕跡が認められる。「場」の配石中央前面には、約2.5m×１mの礫や土器のない空間がある。これらの状況から、祭場としての各機能が、祭壇・贄の調理場または照明施設・贄の献饌の場・献饌の具の埋納坑・祭儀場の構成として存在していたことが読みとれる。

２号祭祀跡は、竪穴住居域の周堤帯の南で、垣根跡と接するもので、報文中には「一単位集団における単位内祭祀」とある。中央に川原石１個を置き、土師器坏１個を献饌の具として使用する。周囲からイノシシの歯、臼玉３顆が出土することから、贄の献饌を行う小規模の祭祀であることがわかる。

③沢東Ａ遺跡〔古墳時代中期後葉～後期中葉〕静岡県富士市　（小野ほか1995・第３図）

遺跡は、５世紀前半に住居址１軒と掘立柱建物１棟、後半に住居址５軒、６世紀前半に住居址４軒、後半に３軒、７世紀前半に３軒、後半以降に３軒と変遷し、配石遺構及び祭祀遺物埋納遺構は、５世紀後半から６世紀後半の時期に営まれる。

祭祀遺構は、祭壇と目される配石遺構と、遺物を撤下・埋納したと考えられる祭祀遺物埋納遺構、両遺構の間となる空閑地（配石遺構南西部）がある。

配石遺構は、住居址と３～５m隔てて存在し、一度も住居が営まれていない空白地でもある。遺構は、長径約９m・短径約３mの長楕円形を呈する。配石は、丸みを帯びた径0.2～0.35mの川原石を、不規則に高さを揃えて平面的に敷き並べている。配石の横軸は、同時期の住居址北辺と同様である。この配石遺構を画するように溝が走行し、配石と集落を二分する機能が指摘されている。遺物は、土師器片（坏・高坏・坩・甕・甑・壺）多数・須

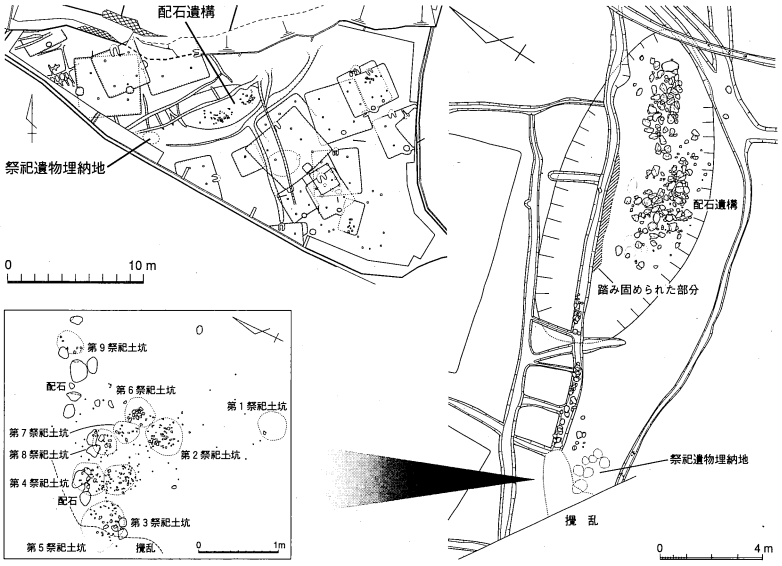

第３図　沢東Ａ遺跡全体図

恵器片（蓋坏・坏身・高坏・壷・瓶）多数・臼玉１顆である。

配石遺構南西部は無遺構地であるが、高坏などの土師器多数と石製模造品有孔円板１面が出土し、祭場の一部としての機能を示唆している。

祭祀遺物埋納地は、配石遺構から約４ｍ離れた配石遺構の長軸延長上にある。約10ｍ×約４ｍの範囲に遺物が確認されるが、一定の地域に長期間に亘り土坑を穿つため、遺構として把握できるものは９口のみである。土坑は径0.55～0.35ｍとみられる。遺物の出土状態は集積した土器小片が散在するのに対して、石製模造品や玉類は同じ高さで集中する傾向がある。特に子持勾玉や臼玉は、第３祭祀土坑東辺に集中する。遺物は、土師器片（坏・高坏・甕・坩・甕・甑）多数、須恵器片（蓋坏・坏身・瓶）多数・子持勾玉３顆・臼玉71顆・石製模造品（勾玉形１顆・有孔円板２顆）・碧玉製管玉３顆・ガラス小玉３顆である。

④黒井峯遺跡〔古墳時代後期中葉〕群馬県子持村（石井1987・第４図）

遺跡は、６世紀後半に噴火した榛名山二ッ岳降下軽石層に厚く覆われ、村の一部ではあるが、屋敷構成がⅦ群の単位で捉えられている。この内、集落を構成する単位生活圏として、Ⅳ群・Ⅵ群・Ⅶ群が顕著な様相を示すものである。

Ⅳ群は、柴垣に区画された範囲約800㎡を占有し、区画内に平地式住居５軒・掘立柱建物１棟・小形円形建物１棟・小区画畠２ヶ所・祭祀遺構１ヶ所が存在する。また、

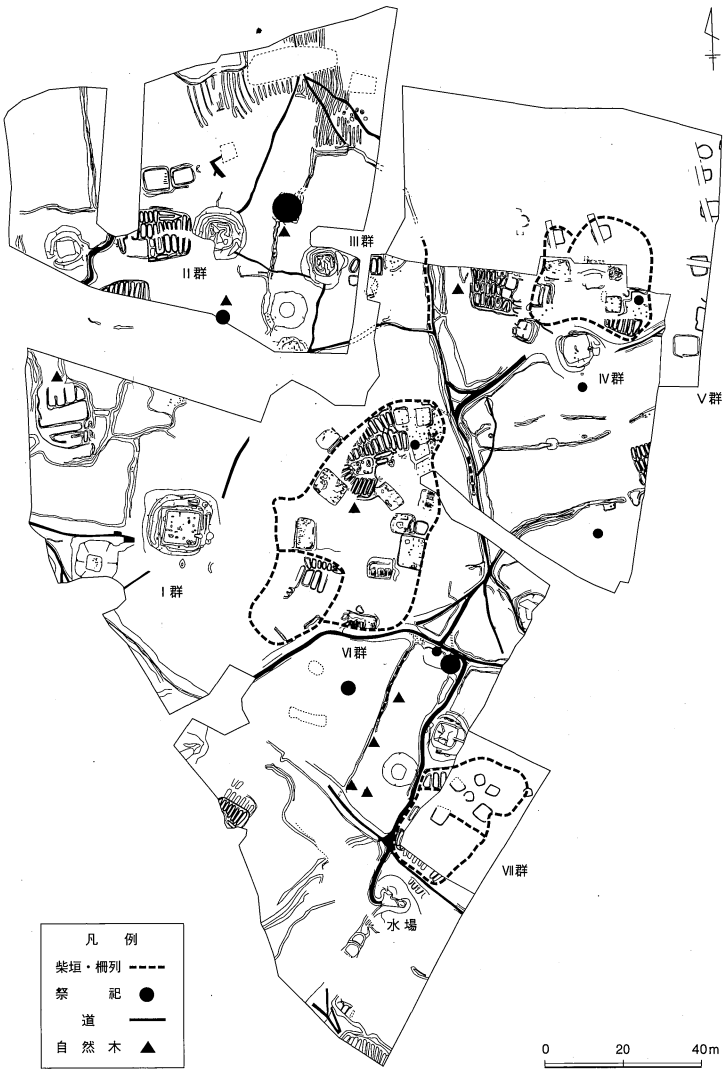

第４図　黒井峯遺跡全体図

区画外には、竪穴住居１軒・掘立柱建物１棟・小区画畠１ヶ所・祭祀遺構１ヶ所があり、これらが複合して、屋敷地の単位を示すものとみられる。

Ⅵ群は、柴垣に区画された範囲約1,600㎡を占有し、区画内に平地式建物４棟・平地式小屋状総柱建物４棟・掘立柱建物４棟・小区画畠３ヶ所・祭祀遺構１ヶ所が存在する。また、区画外には、平地式建物１棟・祭祀遺構１ヶ所がある。竪穴住居跡はⅠ群を含むものか構成上明らかになってはいない。

Ⅶ群は、柴垣に区画された範囲約600㎡を占有し、区画内に平地式住居４棟・小形円形建物１棟・掘立柱建物１棟・小区画畠２ヶ所が存在する。また、区画外には竪穴住居１軒、祭祀遺構１ヶ所がある。道を挟んで近接した位置に水場が存在する。

祭祀遺構は、調査区内で８ヶ所確認されている。概述すると、①竪穴住居南に小土坑を穿ち甕を据えて献饌の具として主に坏を用いるもの、②掘立柱建物の北に接して営まれ、献饌の具として主に坏を用いるもの、③掘立柱建物の北に接して営まれ、献饌の具として提瓶や坏・瑳・甕・坏などを用い、臼玉を用いた祭祀を執行するもの、④道の岐路（衢）で甕や瑳・鈴を用いて祭祀を執行するもの、⑤屋敷外区画に単独で小規模に祭祀を執行するもの（２ヶ所）、⑥自然木の根本で祭祀を執行するもの（屋敷外区画に単独で祭祀を執行するものと同じ場合有り）、⑦屋敷外区画に単独で大規模に祭祀を執行するものとなる。また、道は竪穴住居の縁辺に接して存在し、道を挟んで竪穴住居の対面に祭祀遺構が存在する傾向や、柴垣等区画施設には竪穴住居は入らず、区画内と前述の区画外に各々祭祀遺構が存在し、生活占有地内に２ヶ所の祭祀場が設営されている点などが指摘できる。

C　祭祀遺構の分類

以上の類例に、他の遺跡の要素も加味し、各遺跡に見られる祭祀遺構を分類すると、

(a)　集落内及び近接した集落外に設営された祭場で執り行われる祭祀跡

(b)　境界や辻（岐）で執り行われる祭祀跡

(c)　田・畠・山口で執り行われる祭祀跡

(d)　住居外占有地内で執り行われる祭祀跡

(e)　住居内で執り行われる祭祀跡

の様相が抽出できる。(e)の住居内の場合は住居址自体が遺構であるため、厳密には遺構内の痕跡となる。このように、現段階においては、(e)→(d)→〔(d)〕・(c)・(b)→(a)に至る祭祀の階層性が確認できるのである。

なお、今回あげた遺跡は、代表例であるため、地域・時期に偏りが生じている。別の機会に、各時期の祭祀様相を明らかにする予定である。

3　民俗例の参考

民族学では、民間信仰を地域社会の日常生活者の間で培われてきた信仰と捉え、共同体全体で行うものと共同体の成員が個々に行うものがあり、何れも各段階に於いて厳しく参加者の資格を規制するという性格をもっている。

A　鎮守・氏神・産土神

氏神とは本来その氏族の祖先神や関連神を指すが、今日では鎮守神や産土神も含めて広義に捉えられている。鎮守神は、特定地域を守護する神であり、特定地域が同族であり共通の氏神をもつのであれば、氏神＝鎮守神となる。しかし、出自を異にする氏族が特定地域で同格の連合状態で地域を構成していた場合は、著名な大社などから鎮守神として勧請する場合が多い。また、産土神は生誕地で家や個人を守護する地主神である場合が多い。こうしたことから、それぞれは混合され、明確な区別が付きにくくなっている。なお、福島県田村郡の民俗例では村・郷社を鎮守と呼び、部落神を産土、各家毎に祀る祠を氏神としている。

B　祭場

神社の社殿が常設のものとされる以前の形態を残すもので、平素も神聖不可侵の聖域とされ、様々な禁忌がともなう。多くは村の中央や入り口の広場、里近くの丘の上などであり、「もり」・「やま」と呼称される例が多い。

C　屋敷神と屋内神

屋内神は、神棚に代表されるもので、各戸の定めた清所に作られる。また、竈神としての三方荒神や厠・厩にも各々の神が祀られることが多い。屋敷神は、屋敷の一隅や付属地の祠に祀られ、稲荷・祇園・明神・秋葉など様々な神が崇められている。屋敷神の祀り方には、本家に属する同族が祀る一門屋敷神と本家のみが屋敷神祭祀を行う本家屋敷神、各戸が祀る各戸屋敷神がある。なお、井戸神や屋外厠の神も屋敷神の範疇に入れる。

D　道祖神

本来は境を守り悪霊や疫神の進入を防ぐ神であるが、行路を守る性格も与えられた。猿田彦信仰と地蔵信仰が習合し、縁結び・縁切り・子安・安産・豊穣などの性格をもつものもある。形態に、丸石・陰陽石・石像・石祠などがある。

E　庚申・観音・地蔵

庚申は、道教の影響によるもので、庚申の夜に三尸という虫が睡眠中に体から抜け出で、天帝に罪過を報ずるため命を奪われるという信仰で、庚申待の講組織をつくり、塔や塚・堂を設けることが多い。観音は衆生救済、地蔵は地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上の六道の衆生を救済するものとされた。

F　山の神

山の神は、生産を司る神として崇められているが、その形態は多様である。里人は、山の神

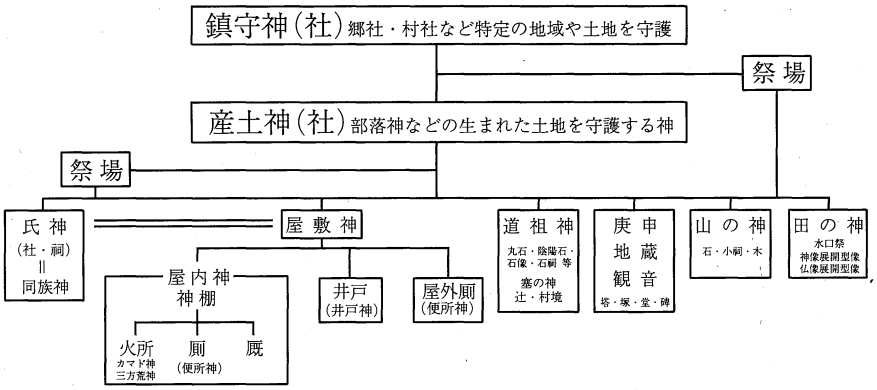

第５図　小地域民間信仰模式図

が春になると降りてきて田の神になり、収穫後、山に帰ると信仰する例が多い。

Ｇ　田の神

祖霊的な性格をもち、農耕に欠かせない神である。水口祭・初田祭・収穫祭など折々に祭りが行われるが、常設の祠をもたない場合が多い。形態的には、神像型→神職型→神舞型と仏像型→僧型→旅僧型がある。

以上の関係を模式化したものが第５図である。並列や階層性は、地方色により差違はあろうが、この集落内での祭祀構造を念頭にして、遺跡・遺構を考える必要がある。

４　祭祀遺構と民俗例の対比

集落を対象とした信仰形態を、祭祀遺構と民俗例で対比する場合、時間・自然環境・信仰などの様々な変遷を経た民俗例を、そのまま同じ土俵に上げることはできない。しかし、我々は考古資料を基に、推論や復元を行う場合、結局、自分の経験則に依るところが多い事実も確認する必要がある。この限界を認識すれば、民俗例を意味のないものと断じるのは矛盾を来すものと言わざるを得ない。当然ながら、考古学が民俗学の成果を利用する際には、十分な検討の必要性、比較する考古学側の検証が、十分行われていることが肝要である。専門外だからと諸手を挙げて関連諸学の成果を利用するような、卑屈な姿勢ではいけないのである。今回は、個々の要素を比較検討するのではなく、集落の構造的な部分での類似性を比較し、普遍的様相と考えられる部分の類似性を対比する。

祭祀遺構分類(a)の集落内及び近接した集落外に設営された祭場で執り行われる祭祀跡は、民俗例Ａの鎮守・氏神・産土神及びＢの祭場に対比することができる。当然ながら、祭神の性格や、共同体での役割は別として、規模及び地域に於ける位置付けに類似性を認めることとなる。祭祀遺構分類(b)の境界や辻（岐）で執り行われる祭祀跡は、民俗例Ｄの道祖神となる。しかし、本来的には塞神[12]や道饗祭[13]な意味合いの共通性を考えるなら、民俗例Ｅ庚申・観音・地蔵の要素も加味する位置づけとなろう。祭祀遺構分類(c)の田・畠・山口で執り行われる祭祀跡は、民

俗例Ｆの山の神及びＧの田の神と多くの類似性が指摘でき、こうした民俗例の発芽は古墳時代後期に遡る可能性がある。祭祀遺構分類(d)の住居外占有地内で執り行われる祭祀跡及び(e)の住居内で執り行われる祭祀跡は、民俗例Ｃの屋内神が比定できる。しかし、民俗学に見られる神札の配布や宮座などに言及できるものではなく、寧ろ古墳時代に於いては、集団祭祀が個へ分化しはじめた、祭祀権の変貌と位置付けるべきであろう。祭祀遺物が出土した場合、集落構造を念頭に置いて、無遺構地帯でも何れかの位置づけが出来はしまいか考える必要がある。

Ⅲ　祭儀の構造と信仰

1　現代神社神道に於ける祭儀の構造性

現在、神社で執り行われている神社神道の祭儀は、『神社祭祀規程』『神社祭式行事作法』[04]により、基本的な動作である「作法」、その作法の組立により最小限の祭祀を行う「行事」、その行事を組み合わせ祭儀と為さしむる「祭式」で構成されている[05]。さらに、その祭式は大・中・小に区分され、例祭・新嘗祭などは大祭式、歳旦祭・神嘗祭などは中祭式、その他の雑祭は小祭式と定められている[06]。例として大祭式の例祭を示す（第１表）。

このように、祭儀は作法・行事・祭式の重層性によって構成されているものである。我々は祭祀遺跡や祭祀遺構を検討する際、ひとことで祭祀と括ってしまう傾向がある。しかし、実際には威儀を正した祭儀が行われていたことを念頭にする必要がある。遺跡・遺構として扱う資料は、幾つかの祭儀構成の中での行為痕跡である。祭儀の中核部分の痕跡か、片付けた撤下した痕跡か、饗宴の直会の痕跡かなどの認識を持ちつつ検討の俎上に挙げなければ、見えるものも見えなくなるのではなかろうか。

因みに、現在の祭式は、江戸時代の宮中祭式と吉田神道・伯家神道などを融合させて、明治期に定められたものである。決して、そのまま引用できる性格のものではないが、祭祀を考える際の祭儀構成の参考にはなろう。

2　文献資料から読みとる古代信仰

A　記紀の史料批判と有効性

古事記・日本書紀の神話、所謂神代記は、戦前帝国主義教育の戦犯として否定され古事記偽書説まで蔓延した。その後遺症で、現在ではその引用が逆に説得力を低下せしめることとなる風潮となっている。しかし、現在問題としている古墳時代の信仰的精神構造や神観念が、奈良時代の記紀編纂までの間に、大きく変貌した可能性は少ないと思われる。記紀は、編纂時期に旧辞・本紀・伝承などで広く信じられた内容に、政治的編纂が加えられ成立した書物である。他の文献史料の利用が、まず史料批判から行われるように、古事記・日本書紀も十分な史料批判を加える対象として、先入観で拒絶することは厳に戒めなければならない。奈良時代に始祖

第１表　神社祭式　大祭式　例祭

大祭式　例祭
一　当日早旦社殿を装飾す
(1)　社殿の装飾鋪設
(2)　其の他の鋪設並びに準備
①　祓所の鋪設
②　直会の準備
一　時刻宮司以下祭員献幣使総代及び氏子崇敬者参進
(1)　手水
(2)　参進
一　宮司以下祭員献幣使総代及び氏子崇敬者祓所に著く
一　修祓
イ　祓主の作法
ロ　大麻所役の作法
ハ　塩湯所役の作法
ニ　諸員の作法
一　宮司以下祭員献幣使総代及び氏子崇敬者所定の座に著く
一　宮司一拝
イ　宮司の作法
ロ　諸員の作法
一　宮司御扉を開き畢りて側に候す
イ　御鑰後取の作法
ロ　宮司の作法
ハ　開扉二人奉仕の作法
ニ　警蹕所役の作法
ホ　諸員の作法
ヘ　伶人の作法
一　権宮司若しくは禰宜以下祭員神撰を供す
イ　陪膳の作法
ロ　膳部の作法
ハ　手長の作法
○伝供道に著く作法
○役送の作法
○本座に復する作法
ニ　伶人の作法
一　宮司祝詞を奏す
イ　軾後取の作法
○軾の鋪き方
○軾の収め方
ロ　祝詞後取の作法
○祝詞の進め方
○祝詞の受け方
ハ　宮司の作法

伝承や民間流布していた伝承は、少なくとも前代のことを「昔」としていることは疑いない。詰まるところ、古墳時代後期には遡れる口伝があり、創作・脚色などの要素と、語る者の恣意が付加されたものと捉えれば、奈良時代の文献資料は、古墳時代の精神文化うかがい知る、有効な資料になるものと云えよう。

B　日本書紀に顕れた魂信仰

古代の精神構造は、古事記・日本書紀の検討により明らかになるところが大きい。特に、「魂（たま）」の観念や信仰は、現在の生活では想像し難い部分である。しかし、それらに支配されていた時期があったと言っても過言ではないのである。民俗例が示すように、肉体は仮のものであって、それに宿る魂が重要であるとの認識は、戦後も遺存していた。その一つに両墓性がある。両墓性は埋墓と参墓という二形態をもつ墓制で、肉体の処理よりも魂を優先させたものである。埋墓の方は墓標も建てず、通常は所在がわからなくなるが、魂を移した参墓は、小高い丘などの好地を選び墓標を通常の墓制と同じように扱う。これは、魂が永久性を保持する考え方による。また、欠伸やひゃっくりをする際、手で口を押さえたり、手で口に戻す仕草があるのは、体内から魂が抜けでないようにするものとの解釈もある。さらに、驚いたという語の「たまげた」は、魂が抜けたという言葉の変形と言われている。民俗例以外でも、神社の神の捉え方、奉斎の仕方に、魂信仰は顕著にあらわれている。神道では、神も魂であり、人も魂の内在する存在である。とりわけ、神は強大な例力をもつ魂であるから、いくつもの魂の集合体の総称であることもある。魂は、荒々しい性格をもつ荒魂（あらみたま）、奇妙な行動や運命に関与する奇魂（くしみたま）、幸を招来する幸魂（さちみたま）の三種が存在し、その内、奇魂と幸魂は総称して和魂（にぎみたま）と呼ばれる。伊勢神宮の内宮正門宮は和魂を鎮め奉り、荒祭宮は荒魂を斎奉る。また、鹿島神宮の本殿は和魂を、荒魂社は荒魂を奉る。さらに大神神社では、三諸山を拝する拝殿で和魂を斎奉り、狭井坐大神荒

魂神社に荒魂を奉斎する。このように、神にはその性格によって幾つかの魂があり、それぞれを分けて崇敬する制が認められるのである。

このような魂の観念は、いわば信仰として古墳時代にも根付いていたと考えられる顕著な例として、日本書紀の大神神社（大三輪明神）縁起譚がある。

日本書紀　巻第一　神代上　第八段　一書第六　（前略）自後、國の中未だ成らざる所をば、大己貴神、獨能く巡り造る。遂に出雲國に到りて、乃ち興言して曰はく、「夫れ葦原中國は、本より荒芒びたり。磐石草木に至及るまでに、咸に能く強暴る。然れども吾已に摧き伏せて、和順はずといふこと莫し」とのたまふ。遂に因りて言はく、「今此の國を理むるは、唯し吾一身のみなり。其れ吾と共に天下を理むべき者、蓋し有りや」とのたまふ。時に、神しき光海に照して、忽然に浮び来る者有り。曰はく、「如し吾在らずは、汝何ぞ能く此の國を平けましや。吾が在るに由りての故に、汝其の大きに造る績を建つこと得たり」といふ。是の時に、大己貴神問ひて曰はく、「然らば汝は是誰ぞ」とのたまふ。對へて曰はく、「吾は是汝が幸魂奇魂なり」といふ。大己貴神の曰はく、「唯然なり。廼ち知りぬ、汝は是吾が幸魂奇魂なり。今何處にか住まむと欲ふ」とのたまふ。對へて曰はく、「吾は日本國の三諸山に住まむと欲ふ」といふ。故、即ち宮を彼處に營りて、就きて居しまさしむ。此、大三輪の神なり。（後略）

要約すると、大己貴神（大国主命）は国造りのパートナーの少彦名命に旅立たれ、失意の後もひとり国を平定し続ける。平定も終えた頃、今までを回顧しつつ自分を讃え、自分以外には統治者はいないと宣言する。その言葉に感応して、海上より光り輝く神が顕れ、私の助力があったればこそ、一人で国を平定ができたのだ、決して一人の業績ではないと言う。大己貴神は、神に名を問い、神は大己貴神自身の幸魂奇魂であると告げる。そこで何処に奉られたいかを尋ねると、神は大和の三輪山に鎮まりたいと答える。そこで社を造営して斎奉ったのが大三輪の神であるということである。

この内容からは奈良時代に、神には、別次元や現在の意識以外にも存在する魂があり、別の神としての神格も持ち得ると考えていたことが読みとれる。つまり、魂は遊離するもので、この世界の現象は、魂を媒介にして生じるものと理解されていたのである。

C　万葉集・風土記にみる魂信仰

奈良時代の文献資料として著名な万葉集は、天平人の心情が見事なまでに表現されているが、それなかには当時当たり前であった信仰を描写している部分も幾つか認められる。

（145）天翔りあり通ひつつ見らめども人こそ知らね松は知るらむ

は、有馬皇子の霊魂を主題としており、魂の観念がうかがえる歌である。

（355）大汝少彦名のいましけむ志都の石室は幾代経ぬらむ

は、神話の神々がより身近な存在として、史実を語るように伝承されていたものである。

(417) 大君の和魂あへや豊国の鏡の山を宮と定むる

(813) かけまくは　あやに畏し　足日女　神の命　韓国を　向け平らげて　御心を　鎮めたまふと　い取らして　斎ひたまひし真玉なす　二つの石を　世の人に　示したまひて　万代に　言ひ継ぐがねと　海の底　沖つ深江の　海上の　子負の原に　御手づから　置かしたまひて　神ながら　神さびいます奇し御魂　今のをつづに　貴きろかむ

(814) 天地のともに久しく言ひ継げとこの奇し御魂　敷かしけらしも

は、和魂・奇魂を歌い込んでいる。

(2506) 言霊の八十の衢に夕占問ふ占まさに告る妹は相寄らむ

(3253) 葦原の　瑞穂の国は　神ながら　言挙げせぬ国　しかれども　言挙げぞ我がする言幸く　ま幸くませと　障みなく　辛くいまさば　荒磯波　ありても見むと　百重波千重波しきに　言挙げす我れは　言挙げす我れは

は、言霊信仰を描いているものである。

さらには、記紀と並ぶ資料たる風土記には、次の記事が見える。

出雲國風土記　安来郷　天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。良に神霊し坐しまさば、吾に傷はせ給へ。これを以て神霊の神たるを知らむ

現在では、言葉を用いた意志の伝達を、声帯をとおして人体から発せられた音が、空気中を振動して相手の鼓膜を振動させた現象と捉えている。しかし、この理解が為されていなかった時代には、人が発言し、その内容が実現されることの理由付けが必要であった。日本人は、当時の魂信仰に基づき、言霊の為せるわざと認識した。言霊は、言葉という魂が他の魂を揺れ動かして、新たな魂を生じさせると解された信仰であり、魂信仰は、こうした魂の発現や移動、減少や消滅が生死や運命、事象の総ての根元をなすものであった。そして、言霊の威を発現させる言葉と、言霊に結びつかない言葉の存在が認識されていた。前者が、萬葉集や祝詞の枕詞や韻であり、祝詞の慣用句である。そのため、神職が奏上する祝詞は、平安期までの祝詞の形態を基本的に踏襲しているばかりではなく、言霊の威を発現させる古語を重んじているのである。こうして、祭主は、伝統的に神に失礼のないとされる作法をもって、願主の祈願内容を言霊を発現する祝詞に置き換え、神に伝えているのである。因みに、魂鎮・招魂・魂振などの祭祀は、こうした基底思想から生じたものである。

D　神籬祭祀の空間復元

魂信仰の存在について縷々述べてきたが、果たして祭祀としては考古学的にどのように捉えられるのであろうか。もっとも理解しやすいものに、石製模造品を祭具として使用する祭祀痕

跡がある。石製模造品[17]は、多様な精製品から粗製品になる五世紀中葉段階で、遺物組成が鏡形（有孔円板）・剣形・勾玉形に固定化する。また、期を一にして始められる粗製品の大量生産は、石製模造品が祭具化したことの査証である。

そこで、古墳時代中期の祭祀像を類推するため、鏡・剣・勾玉や祭具を使用した場面を、記紀と風土記・万葉集から抽出すると次の記事が認められる。

古事記　天の岩屋戸　（前略）天の香山の五百箇眞賢木を根こじにこじて、上枝に八尺の勾玉の五百箇の御統の玉を取り著け、中枝に八尺鏡を取り繫け、下枝に白和幣・青和幣を取り垂でて（後略）

日本書紀　第一巻　神代上　第七段　本文日本書記巻第一　神代上　第七段　本文　（前略）乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽り居しぬ。故、六合の内常闇にして、晝夜の相代も知らず。時に、八十萬神、天安河邊に會ひて、其の禱るべき方を計ふ。故、思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て、磐戸の側に立てて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇の眞坂樹を掘じて、上枝には八坂瓊の五百箇の御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、下枝には青和幣、白和幣を懸でて、相與に致其祈禱す。（後略）

日本書紀　第一巻　神代上　第七段　一書第二　（前略）是に天児屋命、天香山の眞坂木を掘して、上枝には鏡作の遠祖天抜戸が兒石凝戸邊が作れる八咫鏡を懸け、中枝には、玉作の遠祖伊斐諾尊の兒天明玉が作れる八坂瓊の曲玉を憑け、下枝には粟国の忌部の遠祖天日鷲が作ける木綿を憑でて、乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執り取たしめて、廣く厚く称辞をへて祈み啓さしむ（後略）

日本書紀　景行天皇十二年九月　（前略）爰に女人有り。神夏磯媛と曰ふ。其の徒衆甚多なり。一國の魁帥なり。天皇の使者の至ることを聆きて、則ち磯津山の賢木を拔りて、上枝には八握剣を挂け、中枝には八咫鏡を挂け、下枝には八尺瓊を挂け、亦素幡を船の舳に樹てて、参向て啓して曰さく（後略）

日本書紀　仲哀天皇八年正月　（前略）時に、岡縣主の祖熊鰐、天皇の車駕を聞りて、予め五百枝の賢木を拔じ取りて、九尋の船の舳に立てて、上枝には白銅鏡を掛け、中枝には十握剣を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周芳の沙麼の浦に参迎ふ（中略）又、筑紫の伊覩縣主の祖五十迹手、天皇の行すを聞りて、五百枝の賢木を拔じ取りて、船の舳艫に立てて、上枝には八坂瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握剣を掛けて、穴門の引嶋に参迎へて献る（後略）

筑前國風土記逸文　怡土郡　怡土の県主らが祖五十迹手、天皇の幸を聞き、五百枝の賢木を抜き取り船の舳と艫とに立て、上つ枝に八坂瓊を挂け、中つ枝に白銅の鏡を挂け、下づ

枝に十握の剣を挂け、穴門の引嶋に参り迎へて献りき。

万葉集　(379) ひさかたの　天の原より　生れ来る　神の命　奥山の　賢木の枝に　しらか付け　木綿取り付けて　斎瓮を　斎ひ掘り据ゑ　竹玉を　繁に貫き垂れ　鹿じもの　膝折り伏して　たわや女の　襲取り懸け　かくだにも　我れは祈ひなむ　君に逢はじかも

(443) 天雲の　向伏す国の　ますらをと　言はゆる人は　天皇の神の御門に　外の重に　立ち侍ひ　内の重に　仕へ奉りて　玉葛　いや遠長く　祖の名も　継ぎ行くものと　母父に　妻に子どもに　語らひて　立ちにし日より　たらちねの　母の命は　斎瓮を　前に据ゑ置きて　片手には　木綿取り持ち　片手には　和栲奉り平けく　ま幸くいませと　天地の　神を祈ひ禱み　いかにあらむ　年月日にか　つつじ花　にほへる君が　にほ鳥の　なづさひ来むと　立ちて居て　待ちけむ人は　大君の　命畏み　おしてる　難破の国に　あらたまの　年経るまでに　白栲の　衣も干さず　朝夕に　ありつる君は　いかさまに　思ひませか　うつせみの　惜しきこの世を　露霜の　置きて去にけむ　時にあらずして

(1790) 秋荻を妻どふ鹿こそ　独り子に　子持てりといへ　鹿子じもの　我が独り子の　草枕　旅にし行けば　竹玉を　繁に貫き垂れ　斎瓮に　木綿取り垂でて　斎ひつつ　我が思ふ我が子　ま幸くありこそ

(2657) 神なびにひもろき立てて斎へども人の心はまもりあへぬもの

管見にふれたものを記したが、何れも賢木に鏡・剣・玉（和幣・木綿）などの宝器を取り憑けて神の魂の依代としている。枝の位置と器物に規則性はないが、祈願祭祀と服属儀礼にもちいられ、天津神・国津神共通の祭祀である。記紀は真物を用いているが、遺跡から宝器が奉齋品として確認されているのは、宗像沖ノ島など数は少ない。これは、全国の鏡や剣の出土量から勘案しても、大王や各首長は祭祀斎行毎に真物を用いたのではなく、特別な儀礼にのみ、真物を使用したものなのであろう。

では、それ以外の祭祀には、真物以外のどのようなものが用いられていたのであろうか。これは古墳時代前期から、玉製品を滑石質の石材に転化し、形代化を図っている状況を考慮すれば、形代＝石製模造品である可能性が高い。記紀編纂以前の祭祀投影を考えれば尚更であるが、奈良時代には宗像沖ノ島や太宰府・藤原京などで奈良時代の石製模造品を使用しており、中央深部には綿々と石製の形代文化が受け継がれていたとみてよい（篠原1997ｂ）。

また、石製模造品は、連鎖状態もしくは同心円や限られた範囲に集中し出土することがある[18]。これは、石製模造品が垂下状態で使用され、その後、纏まって落下、または、有機物製垂下連結物（紐）の腐敗で周囲に落下、もしくは垂下した基物とともに倒壊したものとみられる。垂下品の基物は、遺物として遺存する例が認められないため、有機物であった可能性は高い。したがって、この石製模造品を垂下するための有機物は、祭具を取り憑けた榊などの神籬である

と見なすことができる。

以上のように、祭祀遺物である石製模造品の使用状態を、奈良時代の文献資料を使用し考察すると、榊の枝に取り憑けられた祭具に該当すると推測できるのである。

しかし、常陸國風土記には次のような記事も見受けられる。

常陸國風土記　久慈郡薩都里　　（前略）東の大き山を、賀毗礼の高峰を謂ふ。すなはち天つ神在す。名を立速男の命と称す。一の名は速経和気の命なり。本、天より降りて、すなはち松沢の松の樹の八俣の上に坐しき。神の祟、甚厳し。人あり、向きて大小便を行る時に、灾を示し、疾苦を致さしむ。近き側に居む人、毎に甚く辛苦みて、状を具べて朝に請ひまをしき。片岡の大連を遣りて敬ひ祭らしむるに、祈み日さく、「今、此処に坐せるは、百姓近くに家して、朝夕に穢臭はし。理、坐すべからず。避り移りて、高山の浄き境に鎮まりますべし」とまをしき。ここに、神、祷告を聴きて、遂に賀毗礼の峰に登りたまひき。その社は、石以て垣と為し、中に種属甚多し。并、品の宝、弓・桙・釜・器の類、皆石と成りて存れり。凡て、諸の鳥の経過ぐる者は、尽に急く飛び避けて、峰の上に当ることなし。古より然為て、今も亦同じ。（後略）

この記事を見る限り、石製模造品が祭具であったとの認識を凡日本的に奈良時代まで持ち続けていたとは言い難い。特に石製模造品の出土量が多い常陸国の風土記に見られることに注視する必要がある。これは、物事の消長で最後まで残るのは発祥地であると言われる傾向からみて興味深い。前述したように、最後まで残るのは中央である（篠原1997ｂ）。

E　神の観念変化と重層性

今日の神道的な神の観念は、庭上祭祀を基本とする祭式に認められるように、祭儀に臨み依代や神籬に降神を求め再び昇神願うものと、社殿に鎮まり坐す常座の思想に大別される。また、中間的な磐座や祭場などもあり、後に神社に発展したものもある。私見を述べるなら、神の観念は、アニミズム信仰に原点がある。つまり、縄文時代には古木・巨石・社など総ての自然物に、神霊や精霊が宿ると考えられていたものが、弥生時代に稲魂の観念の成立とともに精霊が魂と認識され、弥生後期に至り、昇華して神と概念変化を起こしたものである。これらの観念は、統一されることなく、地域や時代により様々な偏重を経ながら多角的に混在化し、古墳時代において重層化した様相で定着したとみられる。これが今日的な神の観念の基になり、また、柔軟な包容性の中に普遍性をもつ信仰に発展したのである。

この様な観念の中に、神が人の容姿にて顕れるという思想が発芽するのは、欽明朝に仏教が伝来してからのことであろう。弥生時代の木偶は別としても、古墳時代には神を象る遺物はみられない。欽明朝にあたる古墳時代後期の地方集落跡も同様である。したがって、まず、蕃神・仏神[19]という神祇信仰の一部程度の認識で仏教の伝来を受け止めた中央が、偶像崇拝たる仏

像を認識した時点で、無形であった神が姿あるものに変容し始めたと見られる。そうした観念が各地で広く一般化するのは、神祇制度の整備時期であり、従前からある神は魂たる霊威にして現代風に云えば気の固まりのようなものとの認識と、後出した中央主導の観念が融合し、両者が混在した観念が形成され、更に重層化が進んだものと思われる。

Ⅳ　祭祀考古学の基礎的研究再論

祭祀研究の現状は、大きな混迷への危惧と、それにも勝る可能性を持ちつつ、今後を占う岐路に差し掛かっている。大場磐雄博士が提唱された「神道考古学」は、政治的影響も受け、影を潜めている。神道考古学は、本来、仏教考古学と共に宗教考古学の双璧であるべきであるが、神道の成立概念などで問題を抱えており、神道成立以前も含む大場神道考古学の設定範囲を内包するため、祭祀考古学の名称で、広義の宗教考古学に転換されつつある。

人間の行動は、需要と供給により営まれており、需要の要因たる欲求は、物質的なものと、精神的なものが存在する。前者が発展したものは経済となり、後者が発展したものは宗教となる。現在・過去に於いて、人類史上、生活圏を営む空間の中に、信仰が全く関与しない時代はない。考古学が文献史学と両輪を為す歴史学であるならば、己が学問領域の限定や限界を定めるのは、歴史学の本義に矛盾する行為である。信仰（祭祀）は、時期によって、生活の半分を占めるものであったことを確認すべきである。

さて、本論で申し述べてきたことではあるが、考古学研究者が祭祀を対象に研究を進める場合、考古学から離れては論拠のないものになる。近年、関連諸学が考古学へ照会する例が増えてきている。それぞれの学問分野では、持論に対しての補強や確認を必要としており、本論で関連諸学の援用を考えていることと何ら変わりはない。したがって、考古学研究者は、物証史学の立場から、類例や出土状況・観察などの多くの情報を整理して、遺物・遺構・遺跡論を進めるべきである。祭祀遺物と雖も考古遺物に変わりないのであるから、基礎的研究が第一義となる。それらの地道な研究を経た後、基礎的研究に立脚した観点で、関連諸学を援用することにこそ意義がある。

関連諸学の援用は、如何に考古学研究者が合理的に解釈するかの材料である。これに支配されては本末転倒である。本論では、祭祀研究に必要と思われる資料を提示にするに努め、そこから読みとれる古代の観念を明らかにした。また、それが考古資料としてどのような痕跡になっているか、もしくは、考古資料としての痕跡が、どの様な行為に該当するかを考える方法として、民俗例との対比と文献資料の活用の二例を示した。既に先学の語られている部分もあるが、祭祀考古学の基礎的研究の再論として敢えて論述した次第である。

なお、本論では触れなかったが、律令期になり重視される祓いの観念は、前代の古墳時代を

考えるにあたり有効であり、特に、延喜式所載の大祓詞と出雲国造神賀詞は基礎資料となる[20]。

V　おわりに

「君たちが祭祀考古学会なんかをつくるから悪いんだよ…」酒学の最中に金子裕之氏からこぼれた言葉である。10年前には、祭祀が考古学関係の記事で新聞紙上を飾る言葉となるとは、ついぞ思わなかった。しかし、世間へ普及する速度と研究の進展は比例するものではなかった。この間、何が起こったかというと、祭祀＝曖昧な概念＝都合の良い逃げ口上という図式である。考古学研究者は物証史学の研究方法を放棄して、この曖昧と決めつけたものを納戸に押し込み、安心する術を覚えたのである。自らが納戸に押し込みつつ、祭祀という言葉に対して揶揄する傾向を見るにつけ、論語の「古の学者は己の為にし、今の学者は人の為にす」を思い出す。金子氏が祭祀の語を敢えて用いず、信仰とすることも解る気がする。

しかし、縷々述べてきたように、祭祀には様々な内容があり、祭祀研究を行う側からすれば、何の根拠をもって祭祀と言っているのか、祭祀のどこの部分にあたるのか、祭場そのものをさすのか撤下したものなのか判然としないまま、言葉だけを耳にすることが多い。それには、祭祀研究の側が、確固たる研究の方法・範囲を明確にしなかったことにも責任がある。祭祀の考古学的研究を志す者は、これまでのあり方を反省し、まずは、考古学の原点に戻り「遺物」の基礎的研究を充実させなくてはならない。そして、基礎研究に立脚した上での空間復元が、今の祭祀研究に必要なものである。

我が師は言った。「歴史学は未来学でなくてはならない。」

人間を追求する学問が、物証史学の限界を自ら作り上げ、人間を人間たらしめる精神文化と、歴史上間違いなく存在する信仰を避けてとおることは出来ない。ましてや揶揄すること自体、歴史学の本義に外れることである。「考古学的な調査方法、合理的な思考方法、関連資料の援用によって解釈できる例が少なくない（金子1998）」。同感である。

因みに、平成13年度に実施される奈良国立文化財研究所の埋蔵文化財発掘技術者研修課程一覧には、『信仰関連遺跡調査課程』の文字は見えない。

最後になりましたが、論語を実践するかのように御教導下さる、大川 清 師、種々御教授賜っております椙山林繼氏、本当の祭祀（妻子）考古学研究者としてくれた妹背と辛巳歳睦月廿壱日に現世に顕れましし我が子、種々お手を煩わした小林まり子氏・野口　貞氏、御教唆賜りました柳田耕太氏・加藤直人氏、そして、若輩の身に機会を与えて下さった金子裕之氏に紙面を借りて、感謝申し上げます。

【2001年１月21日脱稿】

註

(1)　奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター　2000『奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター　埋蔵文化財発掘技術者専門研修「信仰関連遺跡調査課程」』を使用した。全国の公共団体に配布されている。

(2)　石製模造品については、篠原1990ａ・1995・1996・1997ａ・1997ｂなどを参照されたい。

(3)　奈良県石上神宮の鎮魂祭は、秘儀的性格を持ち、奈良県大神神社の繞道祭は参列を許されるが、三ツ鳥居内で神火を鑽る部分のみ秘儀となる。

(4)　祭員は、祭儀を執行する神職の構成員をいう。

(5)　日本国憲法第二〇条【信教の自由】③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(6)　個人の祭祀権は、民法第八九七条【祭具等の承継】などにある。

(7)　『最新日本考古学用語事典』（大塚・戸沢1996）等参照。

(8)　遺跡の概念から、今日的な遺構の概念が確立したのは近年のことと見られ、『図解　考古学辞典』には「遺構」の項がない。

(9)　遺跡・遺構の概念が、明確に認識され、今日的に普及したのは近年のこととみられる。大野晴男は、遺物群の存在を重視しており、遺物の出土しない遺跡は実体がないものと考えている。

(10)　浅い土坑等に埋納する場合、有機物で遮蔽するだけで機能を果たすことになる。決して、地表面に無造作な状態で、放置されていたとは考えにくい。

(11)　精神的な分離のみも含む。

(12)　塞神を簡単に性格付けると、境を守り悪霊や疫神の進入を防ぐ神。

(13)　道饗祭を簡単に性格付けると、悪霊や疫神を饗宴することで立ち去らせ、害を受けないようにする祭祀。

(14)　『神社祭祀規定』『神社祭式行事作法』何れも神社本庁により昭和46年制定（神社本庁編1989）。

(15)　作法は、(1)姿勢①正座②直立③跪居④蹲踞⑤祇侯、(2)起居及び進退①起座②著座③起床④著床⑤著列⑥歩行⑦屈行⑧膝行⑨曲折⑩回転⑪階の昇降⑫前行、前導、供奉(3)敬礼及び警蹕①拝②揖③平伏④磬折⑤拍手⑥警蹕(4)笏法及び扇法(a)笏法①持笏②懐笏③置笏④把笏⑤正笏(b)扇法①持扇②懐扇③置扇④把扇⑤正扇(5)執方、持方、扱方①御匙、御鑰、御錠②祝詞③大麻、塩湯、玉串④三方、折敷、高坏、大角⑤案⑥薦、軾⑦威儀物⑧蓋、翳、行障、絹垣⑨松明という個々の所作がある。行事は、(1)御扉開閉(2)降神(3)神饌献徹(4)本庁幣献徹(5)祝詞・祭詞奏上(6)拝礼(7)修祓(8)直会(9)手水の諸儀が定められている（神社本庁編1989）。

(16)　大祭式は、例祭・祈年祭・新嘗祭・式年祭・鎮座祭・遷座祭・合祀祭・分祀祭・神社に特別の由緒ある祭祀、中祭式は歳旦祭・元始祭・紀元祭・天長祭・神嘗祭当日祭・明治祭・その他これに準ずる祭祀及び神社に由緒ある祭祀、小祭式は大祭及び中祭以外の祭祀と『神社祭祀規程』に定めがある。

(17)　前掲註(2)の論文。

(18)　栃木県杉村遺跡第92号住居跡・同県清六Ⅲ遺跡ＳＸ-1001・福岡県宗像沖ノ島第21号祭祀跡例など。

(19)　蕃神は日本書紀巻第十九の欽明紀十三年十月条に、「（前略）我が國家の、天下に王とましますは、恆に天 地 社 稷の百八十社を以て、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて蕃 神を拜みたまはば、恐るらくは國神の怒を致したまはむ（後略）」に見える。仏神は、日本書紀巻第二十の敏達紀十四年二月条に、「（前略）辛 亥に、蘇我大臣、患疾す。卜者に問ふ。卜者對へて言はく、「父の時に祭りし

佛神の心に崇れり」といふ。(後略)」と見える。

⒇　大祓詞は平安時代に成立したもので、「中臣の太祝詞言言ひ祓へ贖ふ命も誰がために汝れ（4031）」と万葉集にあるように、六月と十二月の晦に、半年の間に身に付いた罪や穢れを祓い、清浄な状態に戻る祭祀である。平安時代と古墳時代では直接的に精神構造の連絡を求めることは出来ないが、罪・穢れが消滅していく世界観には注目する必要がある。ここで、現在神社で使用している大祓詞の全文と意訳、延喜式所載の出雲国造神賀詞を挙げておく。

〔大祓詞〕高天原に神留り坐す　皇親神漏岐　神漏美の命以ちて八百万神等を神集へに集へ賜ひ　神議りに議り賜ひて　我が皇御孫命は　豊葦原水穂国を安国と平けく知ろし食せと　事依さし奉りき　此く依さし奉りし国中に　荒振る神等をば　神問はしに問はし賜ひ　神掃ひに掃ひ賜ひて　語問ひし磐根　樹根立草の片葉をも語止めて　天の磐座放ち　天の八重雲を伊頭の千別きに千別きて　天降し依さし奉りき　此く依さし奉りし四方の国中と　大倭日高見国を安国と定め奉りて　下つ磐根に宮柱太敷き立て　高天原に千木高知りて　皇御孫命の瑞の御殿仕へ奉りて　天の御蔭　日の御蔭と隠り坐して　安国と平けく知ろし食さむ国中に成り出でむ天の益人等が　過ち犯しけむ種種の罪事は　天つ罪　国つ罪　許許太久の罪出でむ　此く出でば　天つ宮事以ちて　天つ金木を本打ち切り　末打ち断ちて　千座の置座に置き足らはして　天つ菅麻を本刈り断ち　末刈り切りて　八針に取り辟きて　天つ祝詞の　太祝詞事を宣れ　此く宣らば　天つ神は天の磐門を押し披きて　天の八重雲を伊頭の千別きに千別きて　聞こし食さむ　国つ神は　高山の末　短山の末に上り坐して高山の伊褒理　短山の伊褒理を掻き別けて聞こし食さむ　此く聞こし食してば　罪と言ふ罪は在らじと　科戸の風の天の八重雲を吹き放つ事の如く　朝の御霧　夕の御霧を　朝風　夕風の吹き払ふ事の如く　大津辺に居る大船を　舳解き放ち　艫解き放ちて　大海原に押し放つ事の如く　彼方の繁木が本を　焼鎌の敏鎌以ちて　打ち掃ふ事の如く遺る罪は在らじと　祓へ給ひ清め給ふ事を　高山の末　短山の末より　佐久那太理に落ち多岐つ　速川の瀬に坐す瀬織津比売と言ふ神　大海原に持ち出でなむ　此く持ち出で往なば　荒潮の潮の八百道の八潮道の潮の八百会に坐す速開都比売と言ふ神　持ち加加呑みてむ　此く加加呑みてば　気吹戸に坐す気吹戸主と言ふ神　根国　底国に気吹き放ちてむ　此く気吹き放ちてば　根国　底国に坐す　速佐須良比売と云ふ神　持ち佐須良ひ失ひてむ　此く佐須良ひ失ひてば　罪と言ふ罪は在らじと　祓へ給ひ清め給ふ事を　天つ神　国つ神　八百万神等共に　聞こし食せと白す

〔意訳〕高天原においでの皇祖神のお言葉によって、八百万の神々をお集めになり、ご相談なさって、「わが皇孫である天皇は、豊葦原の瑞穂の国を平安に統治しなさい」と、この地上を天皇にお託しになった。このようにお託しになった地上に、乱暴な神を問い詰め、追い払い、言葉をしゃべっていた岩や木々、草の葉をも黙らせ、天の岩の御座所を離れ、天の八重雲をお分けになって、天から降らしてお託しになった。このようにお託しになった地上で、皇祖神は、ご子孫である天皇に、ここ大和の国を平安な国と定め、立派な宮柱を立て、千木を高くあげて宮殿を提供し、ご自身は天の蔭、太陽の蔭となってお姿を現さない。この平安な国内に、多くの人々が過ち犯すであろう種々の罪は、高天原にあった罪や地上で起こった罪などである。これらの多くの罪が起こってきたならば、神聖な朝廷の行事として、聖なる堅い木を切ってたくさんの台に載せ満たし、清浄な管を刈ってたくさんに裂き散らすという祭儀によって、穢れを祓い、神聖な祝詞を唱えよ。

このように唱えるならば、高天原の神々は天の岩の門を開いて、天の八重雲を分けてお聞きになるだろう。地上の神々は、高山、低山の頂上にお上りになり、雲霧をかき分けてお聞きになるだろう。このようにお聞きになるからには、皇祖神の子孫である天皇の宮廷をはじめとして、天下の四方にどのような罪もあるまい。風の吹き出すところから吹き起こる風が天の八重雲を吹き放ち、朝霧夕霧を朝風夕風が吹き払うごとく、港に停泊している船を舶と艫の綱を解いて海原に押し放つごとく、茂った木のもとを鋭い鎌で打ち払うごとく、残る罪はあるまいと、お祓いになり、お清めになる。祓い清められた罪は、高山、低山の上から激しく流れ下る川の瀬においでの瀬織津姫という神が、大海へと持ち出してしまうだろう。このように持ち出して行ってしまったら、海流の荒れて集まるところにおいでの速開津姫という神が呑みこん

でしまうだろう。このように呑み込んでしまったら、息を吹くところにおいでの気吹戸主という神が地下の世界へ吹き放ってしまうだろう。このように吹き放ったら、地下の世界においでの速佐須良姫という神が持ちさまよって失くしてしまうだろう。このように失くしたら、天皇の宮廷にお仕えする諸宮司の人々をはじめ、天下の四方には、今日かぎりどのような罪もあるまいと、お祓いになり、お清めになられることを、高天原の神々をはじめとして、地上の神々、八百万の神々共々にお聞きおよび下さいませと申し上げます。

〔出雲国造神賀詞〕八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、恐み恐みも申し賜わく、挂けまくも恐き明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の大御世を、手長の大御世と斎うと為て、出雲の国の青垣山の内に、下つ石根に宮柱太知り立て、高天の原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、かぶろき熊野の大神櫛御気野命、国作り坐しし大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神たちを、其甲が弱肩に太襷挂けて、いつ幣の緒結び、天のみかひ冠りて、いつの真屋に麁草をいつの席と刈り敷きて、いつへ黒益し、天の瓮和に斎みこもりて、しず宮に忌み静め仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、伊波比の返事の神賀の吉詞、奏し賜わくと奏す。

高天の神王、高御魂命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避り奉りし時、出雲の臣らが遠つ祖天穂比命を、国体見に遣わしし時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り国翔りて、天の下を見廻りて、返り事申し給わく、豊葦原の水穂の国は、昼は五月蠅なす水沸き、夜は火瓮なす光く神あり。石根・木の立ち・青水沫も事問いて、荒ぶる国あり。然れども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろし坐さしめむと申して、己れ命の児天夷鳥命に布都怒志命を副えて天降し遣わして、荒ぶる神たちを撥い平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顕事・事避らしめき。すなわち大穴持命の申し給わく、皇御孫の命の静まり坐さむ大倭の国と申して、己れ命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛甕玉命と名を称えて、大御和の神奈備に坐せ、己れ命の御子阿遅須伎高孫根の命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇孫の命の近き守り神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。ここに親神魯伎・神魯美の命の宣わく、「汝天穂比命は、天皇命の手長の大御世を、堅石に常石にいわい奉り、いかしの御世にさきわへ奉れ」と仰せ賜いし次の随に、供斎仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、神の礼白・臣の礼白と、御祷の神宝献らくと奏す。

白玉の大御白髪坐し、赤玉の御あからび坐し、青玉の水江の玉の行き相いに、明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の手長の大御世を、御横刀広らに誅ち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石根に踏み堅め、下つ石根に踏み凝し、振り立つる耳の弥高に、天の下を知ろし食さむ事の志のため、白鵠の生御調の玩び物と、倭文の大御心もたしに、彼方の石川の度り・此方の石川の度りに生い立てる若水沼間の弥若えに御若え坐し、すすぎ振るおどみの水の、弥おちに御おち坐し、まそひの大御鏡の面をおしはるかして見そなわす事のごとく、明つ御神の大八島国を、天地日月とともに、安らけく平らけく知ろしめさむ事の志のためと、御祷の神宝を捧げ持ちて、神の礼白・臣の礼白と、恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白し賜わくと奏す。（延喜式巻第八）

〔口訳〕日がらは八十日日と数多ございますが、今日のこの誠にめでい佳日に当りまして、出雲国造姓名が恐れ畏まつて申し上げますことは、負気なき身のとやかく関わり申しますのも畏れ多い現御神として、この天下国家を統治遊ばされます天皇様の大御世を、長久の大御世でありますようにと寿ほぎますために、出雲国の青々と樹木の繁茂した山々が、殆かも垣根のようにめぐり立つ佳き処に、地下なる磐石に達する程深く、太い宮柱を掘り立て、又大空高く千木を聳やかして、営なみ造られました宏荘な神殿の中に鎮座遊ばされます、伊射那伎の鐘愛し給う御子で、最も尊い神なる熊野大神櫛御気野命と、この国土を開拓経営せられました大穴持命と、二柱の神を始めとしまして、国内に普ねく鎮まり坐す百八十六社の皇神等を、某甲の弱肩に太襷を取り掛け、斎み清めた木綿の緒を組紐として結んで、木綿鬘を頭に戴き冠つて、斎み清めた真屋に人手触れない浄らかな草を苅り取って、清浄な蓆として敷き設け、神饌を調理するために、斎み清めた竈の底を、焼き黒めていよいよ煤づかしめ、神厳な斎屋に籠つて、安静な神殿に忌み鎮めて御祭を営み終えまして、只今この朝日のうららかにさし登る佳辰に当つて、鎮斎の復命の神賀の吉詞を奏上致します旨を奏します。

高天の尊貴の神なる高御魂神魂命が、皇御孫命、天の下大八嶋国の委譲を仰せ出されました時に、出雲

臣等の遠祖天穂比命をして、国土の形勢を視察するためにお差し遣わしになられましたその時、命は幾重にも折重つた雲霧をかき別けて、国土の上空を飛翔して、天の下を見廻り終えて、さて復命して申し上げられました事には、「豊葦原の水穂国は、昼は強烈な南風が吹き荒ぶように、悪神が悉く喧嘩を極め、夜は焔の燃え盛る如くに光り輝く恐ろしい神がはびこつているのみならず、岩石も樹木も青々した水面の泡沫までも、物を言いかけ騒いでいる荒れ狂う国でございます。然しながら悉くこれ等を鎮定帰服せしめ、皇御孫命に安穏平和な国として、統治遊ばすようにしてさし上げましょう」と申し上げて、ご自分の御子天夷鳥命に、布都怒志命を副えて、天降し差遣せられまして、荒れ狂う神々を払い却ぞけ悉く平定し、国土を開拓経営せられました大穴持大神をも、心穏かに和らげ鎮めて、大八嶋国の統治の大権を譲渡する事を誓わせたのでございました。

そこで大穴持命の申し上げられますには、この大倭の国こそ、皇孫命お鎮まり遊ばさるべき国であると申されて、御自分の和魂を八咫鏡に倚り憑かせて、これを御霊代として、倭の大物主なる櫛瓊玉命と御名を唱えて、大御和の社に鎮め坐させ、御自分の御子なる阿遲須伎高孫根命の御魂を、葛木の鴨の社に鎮座せしめ、事代主命の御魂を宇奈提に坐させ、賀夜奈流美命の御魂を、飛鳥の社に鎮座せしめて、これらを皇孫命の御身近の守護神として貢りおいて、御身自らは遠い守護神として、八百丹杵築宮に鎮座あらせられました。かくて天皇様の親愛せられます皇祖の神の仰せられますには、汝天穂比命は、天皇様の長久の大御世を永劫不変に御守護申し上げ、盛大な御世として繁栄せしめ奉れと、仰せ下されました御言葉を、代々の国造は、次々に伝えて参りましたその通りに、斎事をお仕え申し上げて、唯今朝日のうらうらとさし昇る佳辰に当りまして、神の礼白・臣の礼白として、御世の寿久を祝福する神宝を奉献致します旨を奏します。

今ここに献ります白玉のように、天皇様には、大御髪が真白になるまで、大御寿長久にまして、赤玉の赤々と輝やくように、竜顔も勝れて麗わしく御強壮にましまし、緒に貫いた青玉の竝びついている様子が、整然と調うて些かも乱れぬように、明御神として大八嶋国を統治遊ばされます天皇様の、長久に繁栄致します大御世を、捧げ奉ります御横刀を以て、所も広くあたりをうち従え動ぎなく基礎を固く定め、また白い御馬の前足の爪、後足の爪を踏み立て牽きつれて来ます事は、大宮の御門なる内外の柱を、大地の底まで踏み堅めて動揺なくしようが為めで、又この馬の耳をふり立てますのは、その耳の高々と聳えるように、天下をいよいよ隆昌にお治め遊ばされます事の祝福の為めであり、又白鵠の生きた献物を御愛玩の料とし、共に献る倭文布の文筋のたしかに通っているように、大御心も乱れなく確かにましまして、彼方此方の古川岸に生え出る若々しい「みるめ」のように、弥々若々しく若やぎ遊ばされ、奉献の御贄を濯ぎ清める淀の水が、溯り流れるように益々若返り遊ばされ、真澄の大御鏡の面を、拭い清めて御覧なさる事のように、天皇様が大八嶋国を天地日月と共に、永遠に平安に統治遊ばすであろう事を祝福する為にというわけで、これ等のめでたい神宝を捧持し、神の礼白・臣の礼白として、畏まりつつしんで、祖先の神から代々の国造の伝えております前例にならって、この御世を寿ほぐめでたい詞を、奏上致します旨を奏します。(御巫1959)

参考文献

石井克己　1987『昭和61年度　黒井峯遺跡発掘調査概報』群馬県北群馬群子持村教育委員会

伊藤　博校注　1985『万葉集』角川文庫

植垣節也校注　1997『風土記』新編日本古典文学全集　小学館

上原康子・篠原祐一　1999『清六Ⅲ遺跡Ⅰ』栃木県埋蔵文化財調査報告第226集　栃木県教育委員会

大塚昌彦　1988『中筋遺跡　第２次発掘調査概要報告』群馬県渋川市教育委員会

大野晴男　1966『野外考古学』財団法人東京大学出版会

大場磐雄　1943『神道考古學論攷』　葦牙書房

大場磐雄　1970『祭祀遺蹟－神道考古学の基礎的研究－』　角川書店

小沢　洋ほか　1989『- 千葉県木更津市- 小浜遺跡群IIマミヤク遺跡』木更津市小浜土地区画整理組合　財団法人君津郡市文化財センター

小野眞一ほか　1995『沢東Ａ遺跡』富士市教育委員会

金子裕之編　1998『日本の信仰遺跡』奈良国立文化財研究所学報第五十七冊　奈良国立文化財研究所

金子裕之編　2000『奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター　埋蔵文化財発掘技術者専門研修「信仰関連遺跡調査課程」』奈良国立文化財研究所

倉野憲司校注　1963『古事記』岩波文庫

坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野　晋校注　1993『日本書紀』日本古典文学大系　岩波書店

篠原祐一　1990ａ「石製模造品観察の一視点　- 栃木県出土の有孔円板の観察をとおして-」『古代』第八九号　早稲田大学考古学会

篠原祐一　1990ｂ「石製模造品」『砂部遺跡』－高根沢町砂部地区工業用地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査－栃木県埋蔵文化財調査報告第108集　栃木県教育委員会

篠原祐一　1995「臼玉研究私論」『研究紀要』第３号　財団法人栃木県文化振興事業団　埋蔵文化財センター

篠原祐一　1996「剣形模造品の製作技法　－下毛野地域を例にして－」『研究紀要』第４号　財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター

篠原祐一　1997ａ「栃木県古墳時代祭祀総攬－祭祀関係遺物の出土から－」『研究紀要』第５号　財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター

篠原祐一　1997ｂ「石製模造品剣形の研究」『祭祀考古学』創刊号　祭祀考古学会

下城　正ほか　1988『三ツ寺Ｉ遺跡』㈶群馬県埋蔵文化財調査事業団

神社本庁編　1989『神社本庁規程類集』神社新報社

椙山林繼　1981「石製模造品」『原始神道期二』神道考古学講座　第３巻　雄山閣

鈴木敏則　1992『佐鳴湖西岸遺跡群』　財団法人浜松市文化協会

日光二荒山神社・喜田川清香編　1963『日光男体山－山頂遺跡発掘調査報告書－』角川書店

福田アジオ・宮田　登 編　1983『日本民俗学概論』吉川弘文館

藤田典夫ほか　2000『杉村・磯岡・磯岡北』栃木県埋蔵文化財調査報告第241集　栃木県教育委員会

星野英一・松尾浩也・塩野　宏編集　1991『六法全書』有斐閣

御巫清勇　1959『延喜式祝詞教本』神社新報社

水野清一・小林行雄編　1959『図解　考古学辞典』　創元社

峰岸純夫・福田アジオ編　1993『家と村の儀礼』日本歴史民俗論集　吉川弘文館

宮田　登　1993『山と里の信仰史』日本歴史民俗叢書　吉川弘文館

宗像神社復興期成会　1979『宗像沖ノ島』

挿図出典

第１図　（小沢　洋ほか1989）を再トレースし一部加筆。

第２図　（大塚昌彦1988）を再トレースし一部加筆。

第３図　（小野眞一ほか1995）を再トレースし一部加筆。

第４図　（石井克己1987）を再トレースし一部加筆。

第５図　著者作図。